



鳥取県公報

平成13年 6月12日(火)
号外第65号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(48)(福祉保健課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 物品販売業を営む店舗及び飲食店に係る特定公共的施設の規模要件を用途面積100平方メートル以上(現行 300平方メートル以上)に引き上げることとした。(別表第1関係)
- 2 公共的施設に係る整備基準に次に掲げる事項を加えることとした。(別表第2関係)
 - (1) 病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗(用途面積が5,000平方メートルを超えるもの)、体育館、水泳場、図書館、博物館、金融機関等、旅客発着場及び国等の施設の出入口には、その外側に音声により視覚障害者を誘導する装置を設けること。
 - (2) 男子及び女子用の区分がある便房のある便所を設ける場合には、乳幼児を置くことができる部分又は設備を有する便房がある便所をそれぞれ1以上設けること。
 - (3) 100室以上の客室を備えた旅館等においては、回転灯その他の聴覚障害者に緊急情報等を伝達する設備を設けた客室を1以上設けること。
- 3 公共的施設に係る整備基準について、次に掲げる改正を行うこととした。(別表第2関係)
 - (1) 視覚障害者を誘導するための床材及び視覚障害者の注意を喚起するための床材の色を黄色のものとするにより周囲の床材と識別が困難となる場合を除き、黄色(現行 周囲の床材の色と明度の差の大きい色)に改めること。
 - (2) 用途面積が300平方メートル未満の公共的施設に設ける便房に係る整備基準を緩和すること。
 - (3) おむつ替えができる場所及び授乳ができる場所を設ける公共的施設に博物館を加えること。
 - (4) 歩道等と車道とが接する部分に高低差がある場合に設ける傾斜路の勾配は、20分の1(現行 12分の1)を超えないこととする。
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日等
 - (1) この規則は、平成13年9月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 6月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第48号

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条、第5条関係）		別表第1（第2条、第5条関係）	
1 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）		1 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）	
公 共 的 施 設	特定公共的施設	公 共 的 施 設	特定公共的施設
1～4 略		1～4 略	
5 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が100平方メートル以上のもの	5 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が300平方メートル以上のもの
6～9 略		6～9 略	
10 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館（以下「図書館」という。）博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館（以下「博物館」という。）同法第29条に規定する博物館に相当する施設その他これらに類する施設	すべてのもの	10 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館、同法第29条に規定する博物館に相当する施設その他これらに類する施設	すべてのもの
11 略		11 略	
12 飲食店	用途面積が100平方メートル以上のもの	12 飲食店	用途面積が300平方メートル以上のもの
13及び14 略		13及び14 略	
15 金融機関等の営業又は事務の用に供する施設のうち次に掲げるもの（以下「金融機関等」という。） (1)～(9) 略	すべてのもの	15 金融機関等の営業又は事務の用に供する施設のうち次に掲げるもの (1)～(9) 略	すべてのもの

16～18 略

19 国、県、市町村若しくは別表第4に掲げる者の事業又は事務の用に供する施設（他の項に掲げる施設に該当するものを除く。以下「国等の施設」という。）	すべてのもの
---	--------

20～23 略

2～4 略

別表第2（第3条関係）

1 建築物

項目	技術的細目
1 出入口	<p>直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者が利用する各室（用途面積が2,000平方メートル未満の建築物の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。2の項において同じ。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>外側に音声により視覚障害者を誘導する装置を設けること（病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（用途面積が5,000平方メートルを超えるものに限る。）、体育館、水泳場、図書館、博物館、金融機関等、旅客発着場及び国等の施設の出入口に限る。）。</u></p>
2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材（周囲の床材と識別しやすい床材（黄色のものとする）により周囲の床材と識別が困難となる場合を除き、黄色のものとする。）に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること（学校等及び共同住宅等を除く。）ただし、直接地上へ通ずる出入口に</p>

16～18 略

19 国、県、市町村若しくは別表第4に掲げる者の事業又は事務の用に供する施設（他の項に掲げる施設に該当するものを除く。）	すべてのもの
--	--------

20～23 略

2～4 略

別表第2（第3条関係）

1 建築物

項目	技術的細目
1 出入口	<p>直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者が利用する各室（用途面積が2,000平方メートル未満の建築物の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。2の項において同じ。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア～ウ 略</p>
2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること（学校等及び共同住宅等を除く。）ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者</p>

	<p>において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(周囲の床材と識別しやすい床材(黄色のものとする)ことにより周囲の床材と識別が困難となる場合を除き、黄色のものとする。)に限る。以下「注意喚起用床材」という。)を敷設すること(学校等及び共同住宅等を除く。)</p>		<p>を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。)を敷設すること(学校等及び共同住宅等を除く。)</p>
<p>3～5 略</p>		<p>3～5 略</p>	
<p>6 便所</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造及び設備を有すること(学校等を除く。)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 便房のある便所を設ける場合においては、乳幼児を置くことができる部分又は設備を有する便房がある便所を1以上(男子及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>ウ 1以上の便所には、次に定める構造及び設備を有する便房を1以上(男子及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(ア) 用途面積が300平方メートル以上の公共的施設に係るものにあつては、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>(イ) 用途面積が300平方メートル未満の公共的施設に係るものにあつては、車いす使用者が利用することができるよう床面積を確保すること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(エ) 略</p> <p>(オ) 略</p>	<p>6 便所</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造及び設備を有すること(学校等を除く。)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 便房のある便所を設ける場合においては、乳幼児を置くことができる部分又は設備を有する便房がある便所を1以上設けること。</p> <p>ウ 1以上の便所には、次に定める構造及び設備を有する便房を1以上(男子及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(ア) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(エ) 略</p>

	(カ) 略 工及びオ 略
7 客室	旅館等で100室以上の客室を備えているものは、次に定める構造の客室を1以上設けること。 ア～オ 略 カ 回転灯その他の聴覚障害者に緊急情報等を伝達する設備を設けること。
8 略	
9 乳幼児に配慮した設備	(1) 略 (2) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗(用途面積が5,000平方メートルを超えるものに限る。) 旅館等、体育館、水泳場、博物館、旅客発着場及び公衆便所には、おむつ替えができる場所を設けること。 (3) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗(用途面積が5,000平方メートルを超えるものに限る。) 旅館等、体育館、水泳場、博物館及び旅客発着場には、授乳ができる場所を設置し、いす及び視線を遮る設備又はこれらに代わる設備を設けること。
10～12 略	

2 道路

1 歩道及び自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)	歩道等を設置する場合には、次に定める構造とすること。 ア～エ 略 オ エに規定する部分に高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路を設けること。 (ア) 勾配は、 <u>20分の1</u> を超えないこと。 (イ) 略 カ～ク 略
2～4 略	

3及び4 略

	(オ) 略 工及びオ 略
7 客室	旅館等で100室以上の客室を備えているものは、次に定める構造の客室を1以上設けること。 ア～オ 略
8 略	
9 乳幼児に配慮した設備	(1) 略 (2) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗(用途面積が5,000平方メートルを超えるものに限る。) 旅館等、体育館、水泳場、旅客発着場及び公衆便所には、おむつ替えができる場所を設けること。 (3) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗(用途面積が5,000平方メートルを超えるものに限る。) 旅館等、体育館、水泳場及び旅客発着場には、授乳ができる場所を設置し、いす及び視線を遮る設備又はこれらに代わる設備を設けること。
10～12 略	

2 道路

1 歩道及び自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)	歩道等を設置する場合には、次に定める構造とすること。 ア～エ 略 オ エに規定する部分に高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路を設けること。 (ア) 勾配は、 <u>12分の1</u> を超えないこと。 (イ) 略 カ～ク 略
2～4 略	

3及び4 略

様式第3号(第7条関係)

その1 建築物の場合

特定公共的施設新築等工事完了届

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 郵便番号

住 所

氏 名

㊟

(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、
法人の名称及び代表者の氏名)

鳥取県福祉のまちづくり条例第18条の規定により、次のとおり特定公共的施設の新築等の工事が完了したので届け出ます。

建築物の所在地	
建築物の主要用途及び階数	主要用途()階数 地上()階 地下()階
工 事 種 別	新築・増築・改築・大規模な修繕・大規模な模様替・用途変更
新築等工事(変更)届受付番号	
新築等工事(変更)届受付年月日	年 月 日
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
設 計 者	設計事務所名 氏 名 (担当者名) 事務所所在地 (電話番号)
代 理 者	事務所名 氏 名 事務所所在地 (電話番号)
適合証の交付	鳥取県福祉のまちづくり条例第15条第1項の規定により適合証の交付を(請求する・請求しない)
受 付 欄	決 裁 欄
	処 理 欄
第 号	

注 1 付近見取図、配置図、各階平面図及び公共的施設整備項目表を添付してください。
2 略

その2 略

様式第3号(第7条関係)

その1 建築物の場合

特定公共的施設新築等工事完了届

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 郵便番号

住 所

氏 名

㊟

(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、
法人の名称及び代表者の氏名)

鳥取県福祉のまちづくり条例第18条の規定により、次のとおり特定公共的施設の新築等の工事が完了したので届け出ます。

建築物の所在地	
建築物の主要用途及び階数	主要用途()階数 地上()階 地下()階
工 事 種 別	新築・増築・改築・大規模な修繕・大規模な模様替・用途変更
新築等工事(変更)届受付番号	
新築等工事(変更)届受付年月日	年 月 日
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
設 計 者	設計事務所名 氏 名 (担当者名) 事務所所在地 (電話番号)
代 理 者	事務所名 氏 名 事務所所在地 (電話番号)
適合証の交付	鳥取県福祉のまちづくり条例第15条第1項の規定により適合証の交付を(請求する・請求しない)
受 付 欄	決 裁 欄
	処 理 欄
第 号	

注 1 適合証の交付を請求する場合は、付近見取図、配置図、各階平面図及び公共的施設整備項目表を添付してください。
2 略

その2 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第1及び別表第2の規定は、平成13年9月1日(以下「施行日」という。)以後に新築等(鳥取県福祉のまちづくり条例(平成8年鳥取県条例第18号。以下「条例」という。)第13条第1項に規定する新築等をいう。以下同じ。)の工事に着手する公共的施設(条例第2条第2項に規定する公共的施設をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前に新築等の工事に着手した公共的施設については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定により従前の例によることとされた公共的施設に係る条例第13条第2項の規定の適用については、同項中「整備基準」とあるのは、「鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(平成13年鳥取県規則第48号)による改正後の鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則別表第2に定める整備基準」とする。

- 4 第2項の規定にかかわらず、同項の規定により従前の例によることとされた公共的施設に係る適合証（条例第15条第1項に規定する適合証をいう。）の交付（施行日前に新築等の工事に着手し、かつ、施行日以後に当該工事が完了する場合において当該工事により整備基準に適合させた場合及び施行日前に条例第15条第1項の規定による請求がされた場合における交付を除く。）については、条例第15条中「整備基準」とあるのは、「鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（平成13年鳥取県規則第48号）による改正後の鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則別表第2に定める整備基準」と読み替えて同条の規定を適用する。
- 5 施行日から30日以内に、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は飲食店で用途面積（新規則別表第1の1に規定する用途面積をいう。）が100平方メートル以上300平方メートル未満のものの新築等の工事に着手する者に係る新規則第6条の規定の適用については、同条中「工事に着手する日の30日前までに」とあるのは、「工事に着手する前に」とする。

